

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年11月

Contents

税務法規

1. 企業所得税

►「責任保険料の企業所得税上の損金算入に関する問題についての公告」(国家税務总局公告[2018]52号) (“52号公告”)ほか

2. 増值税、関税

►「一部商品の輸出還付率の調整に関する通知」(財税[2018]123号) (“123号通達”)ほか

3. その他

►「『中華人民共和国印紙税法(意見募集稿)』に対するパブリックコメント募集に関する通知」ほか

商務法規

►国务院常務会議において、ビジネス環境整備に関する政策の実施を一層推進することを決定ほか

税関法規

►「輸入物品の輸入税の調整に関する問題についての通知」(税委会[2018]49号) (“49号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年11月の発行状況は以下の通りです。

- 2018年 11月02日 第2018042号
- 2018年 11月09日 第2018043号
- 2018年 11月16日 第2018044号
- 2018年 11月23日 第2018045号
- 2018年 11月30日 第2018046号

Japan Business Servicesグループで、2018年11月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1.企業所得税

- ▶ 「責任保険料の企業所得税上の損金算入に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]52号) (“52号公告”)

概要

国家税務総局は2018年10月31日付で52号公告を公布し、企業が雇用主責任保険、公衆責任保険等の責任保険に加入し、規定に従い支払った保険料は、企業所得税の計算上、損金算入できることを明らかにした。

「中華人民共和国保険法」によれば、責任保険とは、法に基づき被保険者が第三者に対して負うべき賠償責任を保険の対象とする保険をいう。言い換えると、責任保険は、保険者が法に基づき第三者に対して賠償責任を負い、かつ賠償請求された場合、賠償責任を負担する財産保険の形式である。

52号公告が公布されるまで、各地の税務機関は、責任保険料の損金算入について異なる見解を持っていた。一部の税務機関は、「企業所得税法実施条例」第36条の「企業が国家の関連規定に基づき、特殊な業務に従事する従業員のために支払う人身安全保険料と国務院の財政、税務主管部門が控除可能と規定するその他の商業保険料を除き、企業が投資者または従業員のため支払う商業保険料は控除してはならない」という規定に基づき、年度確定申告の際に、当該項目の損金算入を認めなかった。

国家税務総局による52号公告の公式解釈によれば、国家税務総局は「中華人民共和国保険法」にある、財産保険業務には責任保険が含まれるという規定を引用し、企業が雇用者責任保険、公衆責任保険等の責任保険に加入し、規定に従い支払った保険料は損金算入できるとした。(「企業所得税法実施条例」第46条に基づき、企業が財産保険に加入し、規定に従い支払った保険費は損金算入できる。)

52号公告は2018年以降の企業所得税の年度確定申告に適用され、過年度において損金算入していない責任保険料には影響を与えない。

52号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3869455/content.html>

52号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3869154/content.html>

「中華人民共和国保険法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-07/06/content_1942828.htm

- ▶ 「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲の拡大に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]53号) (“53号公告”)

概要

国外投資者による中国投資をさらに奨励するため、財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会及び商務部は2018年9月29日付で、「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲の拡大についての通知」(財税[2018]102号) (“102号通達”)を公布した。(102号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年10月号を参照。)

102号通達をよりよく実施するために、国家税務総局は2018年10月29日付で53号公告を公布し、適用に関する以下の問題について明確にした。

- ▶ 102号通達によれば、国外投資者が配当された利益をもって中国国内の居住者企業の払込資本金または資本剰余金の新規増加または無償増資を行う場合、直接投資に該当するため、源泉所得税の課税繰延政策を適用することができる。53号公告では、国外投資者が配当された利益を、国内の居住者企業の出資者として引き受けた登録資本金の追加払込みに用いる場合も“払込資本金または資本剰余金の新規増加または無償増資”に該当し、102号通達に規定するその他の条件も同時に満たせば、規定に従って源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができると説明している。

► そのほか、53号公告によれば、国外投資者が金融主管部門の規定に従い、人民元再投資専用口座を通じて再投資資金を送金し、かつ関連金額が利益を配当する企業の口座から国外投資者の人民元再投資専用口座に送金される当日に、さらにそれを国外投資者の人民元再投資専用口座から投資先企業または持分の譲渡者（持分を購入する場合）の口座に送金する場合、102号通達にある“国外投資者が直接投資に用いる利益が現金形式で支払われる場合、関連金額が利益を配当する企業の口座から投資先企業または持分の譲渡者の口座に直接送金されるものとし、直接投資を行う前に国内外のその他の口座間を移動してはならない”という要件を満たすものとされる。したがって、国外投資者が上記の流れで配当された利益を送金する場合、102号通達に定められるその他の条件も同時に満たせば、規定に従って源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができる。

53号公告では、関連の手続及び必要な書類についても規定している。

53号公告は2018年1月1日より施行される。「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知」（財税[2017]88号）（“88号通達”）及び「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の実施問題に関する公告」（国家税務総局公告[2018]3号）（“3号公告”）は同時に廃止された。国外投資者が2018年1月1日以降に取得した配当等の権益性投資収益には、102号通達及び53号通達の規定が適用される。国外投資者が2017年1月1日から2017年12月31日までの間に行った利益の再投資には、88号通達及び3号公告の規定が適用される。

53号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3906659/content.html>

53号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3906553/content.html>

102号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinx/zhengcefabu/201809/t20180930_3032864.html

88号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201712/20171202691793.shtml>

3号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.bjsat.gov.cn/bjsat/qxfj/dx/sy/tzgg/201801/t20180131_354298.html

2. 増税、関税

► 「一部商品の輸出還付率の調整に関する通知」（財税[2018]123号）（“123号通達”）

概要

財務部及び国家税務総局は2018年10月22日付で、一部商品の輸出還付率の調整に関する123号通達を公布了。今回は、財務部及び国家税務総局が2018年9月に、397品目の輸出還付率の引上げに関する「機電、文化等の製品の輸出還付率の引上げに関する通知」（財税[2018]93号）（“93号通達”）を公布して以来、2018年における2回目の輸出還付率の調整となる。（93号通達については、「中国税務及び投資速報（日本語要約版）」2018年9月号を参照。）

123号通達の具体的な内容は次のとおりである。

- 写真用フィルム、プラスチック製品、竹製床板、強化安全ガラス、灯具等の製品の輸出還付率を16%に引き上げる。
- 潤滑剤、航空器用タイヤ、炭素繊維等の製品の輸出還付率を13%に引き上げる。
- 一部の農産物、煉瓦、ガラス繊維等の製品の輸出還付率を10%に引き上げる。
- 豆粕（製品コードが23040010、23040090の製品）の輸出還付を取り消す。

輸出還付率が16%、13%、10%に引き上げられる上記の製品のほか、従来の還付率が15%、9%、5%の輸出製品については、それぞれ還付率が16%、10%、6%に引き上げられる（詳細については、123号通達を参照）。

123号通達は2018年11月1日より施行される。関連の貨物に適用される輸出還付率は、輸出貨物の通関申告書に記載された輸出日によるものとする。

123号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201810/t20181019_3050975.html

93号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180905_3010310.html

▶ **國務院常務會議において、越境電子商取引に係る小売輸入政策の継続と整備、適用範囲の拡大を決定**

概要

2018年11月21日に開催された國務院常務會議（“常務會議”）において、消費の潜在力を刺激し、物流ハブ拠点の建設を推進することを目的として、越境電子商取引に係る小売輸入政策を継続し、整備すること、かつ適用範囲の拡大を図ることが決定された。

越境電子商取引に係る小売輸入政策の改善措置として、常務會議では次のことが提案された。

- ▶ 来年1月1日以降も越境電子商取引の小売輸入に関する現行の管理政策を引き続き実施し、越境電子商取引による小売輸入商品に対しては初回輸入の許可、登録または届出を要求せず、個人の自己使用輸入物品として扱う。
- ▶ 新たな管理政策の適用範囲を、これまでの15都市（杭州、天津、上海、重慶、合肥、鄭州、広州、成都、大連、寧波、青島、深圳、蘇州、福州及び平潭）から、北京、瀋陽、南京、武漢、西安、アモイ等の越境電子商取引総合試験区が新設された22都市まで拡大する。
- ▶ 越境電子商取引の小売輸入商品リストにある商品に対して、限度額内で関税をゼロとし、輸出増增值税及び消費税は法定納税額の70%を徴収することに加えて、優遇政策の対象商品の範囲をさらに拡大し、大衆のニーズが高い63の税目商品を加える。また、優遇政策の対象商品の上限額を引き上げ、一回の取引の限度額は現行の2,000人民元から5,000人民元に、年間の取引の限度額は2万人民元から2.6万人民元にそれぞれ引き上げる。

▶ 越境電子商取引の輸出を支援するために、関連する政府機関は、国際慣行に従い、輸出税額還付等の政策についてさらに検討し、整備しなければならない。

▶ 関連の政府機関は越境電子商取引企業、プラットフォーム及び決済、物流サービス業者等に対するリスクモニタリングを強化しなければならない。

常務會議に関する公式報道は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/quowuyuan/2018-11/21/content_5342252.htm

93号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhen_gwuxinxi/zhengcefabu/201807/t20180705_5312300.htm

3.その他

- ▶ 「『中華人民共和国印紙税法（意見募集稿）』に対するパブリックコメント募集に関する通知」

概要

財政部及び国家税務総局は2018年11月1日付で、国家税務総局の公式サイトにおいて「中華人民共和国印紙税法（意見募集稿）」を公表し、パブリックコメントの募集を行った。

「意見募集稿」における主な内容は次のとおりである。

- ▶ 中華人民共和国国内で法律効力を有する課税文書を締結、受領し、あるいは中華人民共和国国内で証券取引を行う組織及び個人は、印紙税の納税者となる。
- ▶ 課税文書の範囲及び税率は下表のとおりである。

課税文書		税率	備考
契約書	売買契約書(動産売買契約書)	支払代金の0.03%	「中華人民共和国印紙税暫定条例」(「暫定条例」)に比べ、変更なし
	借入契約書(銀行業金融機関と借手が締結した借入契約書を指し、銀行間の資金融通業務を含まない)	借入金額の0.005%	「暫定条例」に比べ、変更なし
	ファイナンスリース契約書	リース料の0.005%	「ファイナンスリース契約書に係る印紙税政策に関する通知」(財税[2015]144号)(「144号通達」)によれば、ファイナンスリース業務を行うために締結するファイナンスリース契約書(セール・アンド・リースバックを含む)は、一律に契約書に記載されたリース料総額に対して0.005%の税率で印紙税(税目は借入契約書)が徴収される
	賃借契約書	賃借料の0.1%	「暫定条例」に比べ、変更なし
	請負契約書	支払報酬の0.03%	「暫定条例」における加工請負契約の適用税率(0.05%)に比べ、若干下がった
	建築工事契約書	支払代金の0.03%	「暫定条例」に比べ、変更なし
	運送契約書(貨物運送契約書及び複合一貫運送契約書を指す。パイプライン運送契約書を含まない)	運送費の0.03%	「暫定条例」における運送契約の適用税率(0.05%)に比べ、若干下がった
	技術契約書	支払代金、報酬または使用料の0.03%	「暫定条例」に比べ、変更なし
	保管契約書	保管費の0.1%	「暫定条例」における倉庫保管契約は、倉庫契約書と保管契約書に分けられている。税率は変更なし
	倉庫使用契約書	倉庫使用費の0.1%	
	財産保険契約書 (再保険契約を含まない)	保険料の0.1%	「保険契約書に係る印紙税課税方法の変更についての通知」(国税函発[1990]428号)(「428号通達」)に比べ、税率に変更なし
財産権譲渡文書	▶ 土地使用権の払下げ及び譲渡文書 ▶ 建物等の建築物、構築物の所有権譲渡文書 ▶ 持分(上場会社及び公開会社の株式を含まない)譲渡文書 ▶ 商標専用権、著作権、特許権、非特許技術使用権の譲渡文書	支払代金の0.05%	「暫定条例」における適用税率は「記載金額の0.05%」である
権利、許可証書	▶ 不動産所有権証書 ▶ 営業許可書 ▶ 商標登録書 ▶ 特許権証書	1件につき5元	「暫定条例」に比べ、変更なし

課税文書	税率	備考
営業帳簿	払込資本金(株主持分)と資本剰余金の合計額の0.025%	「営業帳簿に係る印紙税の減免についての通知」(財税[2018]50号) (“50号通達”)に基づき、2018年5月1日以降、0.05%の税率が適用される資金帳簿の印紙税は半減され、1件につき5元の印紙税がかかるその他の帳簿は印紙税が免除されている。(50号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年5月号を参照)
証券取引	取引金額の0.1%で、証券取引の譲渡側にのみ課される	「証券取引に係る印紙税税率の調整の実施に関する通知」(上証交字[2008] 16号)と一致する

- ▶ 次の文書は印紙税が免除される。
- ▶ 課税文書の副本または写し
- ▶ 農民、農民専門合作社、農村集体經濟組織、村民委員会が農業生産資料を購入し、または自家農産物を販売するために締結する売買契約書と農業保險契約書
- ▶ 無利息または割引利息付の借入金契約書、国際金融組織が中国に優遇貸付を提供するために締結する借入金契約書、金融機関と小型・超小型企業が締結する借入金契約書
- ▶ 所有権者が財産を政府、学校、社会福利機構に贈与するために締結する財産権譲渡文書
- ▶ 軍隊、武警部隊が締結、受領する課税文書
- ▶ 住宅の譲渡、賃借のために締結する課税文書(個人が納付すべき印紙税を免除)
- ▶ 國務院は印紙税を減免するその他の状況を規定することができるが、全国人民代表大会常務委員会に届出を行わなければならない。
- ▶ 印紙税は四半期ごと、年度ごと、またはその都度、徵収される。証券取引印紙税は引き続き証券登記決算機構が源泉徵収する。
- ▶ 証券取引印紙税の納税者及び税率の調整は國務院が決定し、かつ全国人民代表大会常務委員会への届出を行う。

そのほか、「意見募集稿」では、印紙税の納税額の計算方法、納税義務の発生時間、納税期限、申告・納税地、及び税額の追加納付、還付等の事項についても規定している。

「意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://tfs.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/zhangcefabu/201811/t20181101_3059037.html

「暫定条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/banshi/2005-08/19/content_24831.htm

144号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/zhangcefabu/201512/t20151230_1639593.html

428号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/yhs/200402/t20040219_289118.html

50号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3436361/content.html>

- ▶ 「環境保護税に係る課税汚染物の適用等に関する問題の明確化についての通知」(財税[2018]117号) (“117号通達”)

概要

2018年10月25日付で、財政部、国家税務总局、生態環境部は117号通達を公布し、環境保護税に関する次の問題について明らかにした。

課税汚染物の適用について

- ▶ 燃焼によって生じる排ガス中の微小粒子状物質は、煙塵として課税する。
- ▶ 排出される埃や工業粉塵等の微小粒子状物質について、煙塵、石綿塵、グラスウール塵、カーボンブラック塵に分類できるもの以外は、一般粉塵として課税する。

減免税の適用について

- ▶ 法に基づき設立された、生活ごみ焼却発電所、生活ごみ埋め立て場、生活ごみ堆肥場は生活ごみ集中処理場に該当し、課税汚染物の排出量が国家と地方が定める排出基準を超えない場合、法に基づき、環境保護税を免除する。
- ▶ 納税者のいずれかの排出口から排出された課税大気汚染物、水汚染物の濃度値、及び排出口がなく、排出された課税大気汚染物の濃度値が国家と地方が定める排出基準を超えた場合、法に基づき、環境保護税を減税することはできない。

そのほか、117号通達では、課税汚染物の排出量のモニタリング、計算及び徴税管理についても規定している。

117号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3850019/content.html>

- ▶ 「5,000元の費用控除基準に厳格に従って租税政策を実施することに関する公告」(国家税務総局公告[2018]51号) (“51号公告”)

概要

「2018年第4四半期の個人所得税の費用控除及び税率の適用問題に関する通知」(財税[2018]98号) (“98号通達”)によれば、納税者が2018年10月1日以降に取得する給与、賃金所得に対しては、費用控除額を一律に5,000元/月とする。(98号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年9月号を参照。)

納税者の合法的な権益を保障し、納税者が全面的に速やかに個人所得税改革のメリットを享受できるように、国家税務総局は2018年11月2日付で51号公告を公布し、次の事項について明らかにした。

- ▶ 源泉徴収義務者は、5,000元/月の費用控除基準に厳格に従って税額を源泉徴収し、納税者が税制改革のメリットを十分に享受できるようにしなければならない。
- ▶ 紳税者が2018年10月1日以降に実際に取得した給与賃金所得に対して、源泉徴収義務者が申告を行う際に、「税額帰属月」を誤って「2018年9月」とし、5,000元/月の費用控除を受けられなかった場合、納税者と源泉徴収義務者は法に基づき税務機関に過大納付した税金の還付を申請できる。

- ▶ 源泉徴収義務者である企業が今年の10月1日以降に給与賃金を支給する際に、5,000元/月の費用控除基準に従い控除を行わなかった場合、納税者は税務機関に苦情の申立てをすることができ、税務機関は納税者の合法的な権益を保障しなければならない。

51号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3853526/content.html>

- ▶ 「国外機構の国内債券市場への投資に係る企業所得税、增值税政策に関する通知」(財税[2018]108号) (“108号通達”)

概要

中国国内における債券市場の対外開放を一層推進するため、財政部及び国家税務総局は2018年11月7日付で、国内証券市場へ投資する国外機構に対する租税優遇策について規定した108号通達を公布した。

108号通達によれば、2018年11月7日から2021年11月6日までの間、国外機構が国内債券市場への投資により取得した債券利息収入に対しては、企業所得税及び增值税を暫定的に徴収しない。

上述した優遇策の適用範囲には、国外機構が国内に設立した機関、場所が取得した、当該機関、場所と実質的に関連する債券利息は含まれない。

108号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3912855/content.html>

商務法規

- ▶ 国務院常務会議において、ビジネス環境整備に関する政策の実施を一層推進することを決定

概要

国務院の李克強総理が2018年10月22日に招集した国務院常務会議(“常務会議”)では、監督や検査により発見された問題、企業が強い関心を持つ問題に基づき、ビジネス環境の整備に関する政策の着実な実施をさらに推進することが決定された。

会議では以下のようない計画が立てられた。

市場参入

- ▶ 2018年末までに市場参入ネガティブリストを改正し、かつ新しいリストを全面的に施行する。

- ▶ 2019年3月末までに、外商投資参入ネガティブリスト以外の外資に対する参入制限の全面的な整理、取消しを行い、内外資の参入基準の一致を実現する。

行政許可等の事項

既存の許可事項を全面的に整理し、2019年3月までに新たな行政許可事項リストを公布する。リスト以外の許可は一律に規定に違反した審査・承認とみなす。

企業投資の承認手続の簡素化

- ▶ 試行結果を踏まえた上で、来年、全国で建設プロジェクトのフルフロー、フルカバーの審査・承認制度改革を展開し、各種の投資審査・承認オンライン手続を全面的に実現する。
- ▶ 2018年末までに、企業の登記抹消手続を整備するための改革措置を提起する。

企業の税負担の軽減

常務会議では、引き続き企業の税負担を軽減し、社会保険比率を引き下げるための具体的な方法について検討することも求められた。

常務会議に関する公式報道は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2018-10/22/content_5333549.htm

- ▶ 「企業に焦点をあて、ビジネス環境整備に関する政策の実施のさらなる推進に配慮することに関する通知」(国弁發[2018]104号) (“104号通達”)

概要

市場化、法治化、国際化されたビジネス環境の構築を加速するために、国務院は2018年10月29日付で104号通達を公布し、関連事項について通達した。

これには、外商投資の推進と貿易の利便化に関する以下の内容が含まれる。

- ▶ 発展改革委員会、商務部は2019年3月末までに、外商投資参入ネガティブリスト以外の分野で外資に対して設けられている参入制限を全面的に整理、廃止し、内外資の市場参入基準の一致を実現する。
- ▶ オンライン届出を主とする外商投資管理制度を実行する。
- ▶ 商務部は、2018年末までに省レベルにおいて健全な外資苦情処理メカニズムを整備し、外資企業から報告を受けた問題に速やかに対応し、解決するよう各地に促す。

- ▶ 関連部門は、2019年中に現行の開放政策に合わない法規、規則、及び規範性文書の廃止または改訂作業を完了する。
- ▶ 関連部門は内資、外資に関する法律法規の統一を加速し、外資に関する基本法を制定する。
- ▶ 条件を満たす外資プロジェクトを重要建設プロジェクトの範囲に組み入れ、優遇措置を与える。
- ▶ 発展改革委員会、商務部は2019年3月末までに、「外商投資産業指導目録」と「中西部地区外商投資優勢産業目録」の改訂作業を完了させ、外商投資の奨励範囲を拡大する。
- ▶ 財政部、国家税務総局、発展改革委員会、商務部は2018年末までに、徵收管理弁法等の政策文書を制定、公布し、国外投資者の再投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲を奨励類プロジェクトからすべての禁止されていないプロジェクト及び分野に拡大するという要求を厳格に実施するよう各地に促す。
- ▶ 関連部門は協力して通関の利便化を促進し、かつ輸出税還付のスピードアップを図る。2018年末までに、還付手続にかかる平均期間を現在の13営業日から10営業日に短縮する。

104号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/08/content_5338451.htm

税関法規

- ▶ 「輸入物品の輸入税の調整に関する問題についての通知」(税委会[2018]49号) (“49号通達”)
- ▶ 「『中華人民共和国輸入物品分類表』と『中華人民共和国輸入物品課税価格表』に関する公告」(税関総署公告[2018]140号) (“140号公告”)
- ▶ 「一部商品の輸入関税の引下げについての公告」(税委会公告[2018]9号) (“9号公告”)

概要

国務院の承認を受け、国務院関税税則委員会は2018年9月30日付で49号通達を公布し、輸入物品の輸入税の税目、税率を調整することを決定した。具体的な調整は次のとおりである(2018年11月1日施行)。

- ▶ 輸入物品の輸入税の税目1の適用税率を15%に調整する。これには、書籍・新聞、出版物、コンピューター、食品、家具、玩具及び薬品など(国の規定により3%の軽減税率で輸入増增值税を徴収する抗癌剤を除く。詳細は「薬品の輸入関税の引下げについての公告」(税委会公告[2018]2号) (“2号公告”)を参照)が含まれる。
- ▶ 輸入物品の輸入税の税目2の適用税率を25%に調整する。これには、スポーツ用品、紡績品、自転車及び税目1、3に含まれないその他の商品が含まれる。
- ▶ 入国物品輸入税税目3の適用税率を50%に調整する。これには、タバコ、酒、貴重アクセサリー、ゴルフボール及びゴルフ用品、高級腕時計、高級化粧品が含まれる。当該税目の範囲は消費税の徴収範囲と一致する。

また、49号通達に基づき、税関総署は税関総署公告[2016]25号 (“25号公告”)により公布された「中華人民共和国輸入物品分類表」と「中華人民共和国輸入物品課税価格表」を改訂することを決定し、2018年10月25日付の140号公告により、改訂後の「中華人民共和国輸入物品分類表」と「中華人民共和国輸入物品課税価格表」(2018年11月1日施行)を公布した。分類の原則と課税価格の決定の原則は変わらない。

このほか、産業のグレードアップへの適応、企業コストの軽減を図り、大衆の多層的な消費需要を満たすため、国务院税税則委員会は49号通達の公布日と同日に、「一部商品の輸入関税の引下げについての公告」(税委会公告[2018]9号) (“9号公告”)を公布し、2018年11月1日から1,585税目の最惠国税率を引き下げる事、39項目の輸入商品の最惠国暫定税率を取り消すこと、その他の商品の最惠国暫定税率を引き続き適用することを決定した。これにより、平均税率は10.5%から7.8%に下がる。平均下幅は約26%である。具体的な商品の税率調整表は、9号公告の添付を参照。

49号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。
http://gss.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201809/t20180930_3033433.html

2号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201804/t20180423_2874912.html

140号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2058328/index.html>

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhenwguxinxi/zhengefalu/201809/t20180930_3033432.html

記者会見に関する公式報道は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengef/2018-10/01/content_5327353.htm

▶ 「税関事前分類決定後の関連事項についての公告」
 (税関総署公告[2018]138号) (“138号公告”)

概要

税関総署は2018年10月23日付で138号公告を公布し、税関総署令[2017]236号により公布された「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」(“管理暫定弁法”)の実施後の措置について明らかにした。

138号公告によれば、2019年1月1日から、従来、各直属税関が交付していた「中華人民共和国税関商品事前分類決定書」(“事前分類決定書”)の使用は停止される。138号公告の公布日から2018年12月31日までの期間は移行期とし、企業が「事前分類決定書」を交付した直属税関の税関区域で「事前分類決定書」にある商品を輸入または輸出し、かつ規範的に申告を行う場合、税関は「事前分類決定書」における分類意見に従って審査、通関を行う。

今後、企業が税関商品分類の事前裁定を申請する必要がある場合、「管理暫定弁法」及び「中華人民共和国税関事前裁定管理暫定弁法」の実施に関する事項についての公告」(税関総署公告[2018]14号) (“14号公告”)の関連規定に従うことになる。(「管理暫定弁法」及び14号公告については、「中国税務及び投資速報」(日本語要約版)2018年1月号、2月号を参照。)

138号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2050969/index.html>

「管理暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1038457/index.html>

14号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/1449372/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>▶ 北京
大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 健一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 啓史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稻葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.lnaba@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

▶ 東京
EY税理士法人 中国デスク
大久保 恵美子
税務
emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹
税務
hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人
マーケット本部 海外企画部JBS
+81 3 3503 1844

関口 俊克
toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也
katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦
masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007769

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

